

奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県条例第四十号

奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七十九条に次の一項を加える。

3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第八十条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第八十条に次の一項を加える。

6 賃金及び第三項に規定する工賃の支払に要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第八十四条の次に次の一条を加える。

（運営規程）

第八十四条の二 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 利用定員

五 指定就労継続支援Ａ型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

六 指定就労継続支援Ａ型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第百八十条第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間

七 通常の事業の実施地域

八 サービスの利用に当たっての留意事項

九 緊急時等における対応方法

十 非常災害対策

十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類

十二 虐待の防止のための措置に関する事項

十三 その他運営に関する重要事項

第百八十五条中「第八十九条から」の下に「第九十一条まで、第九十三条から」を加え、「第百八十五条において準用する第九十二条」を「第百八十四条の二」に改め、「第九十二条中「第九十五条」とあるのは「第百八十五条において準用する第九十五条」と」を削る。

## 附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。